

鳥取県章及び鳥取県旗に係る取扱要領

鳥取県章（以下「県章」という。）及び鳥取県旗（以下「県旗」という。）の使用については、次のとおり取り扱うこととする。

1 県章及び県旗の形状など

- (1) 県章及び県旗の形状及び描き方又は規格は、昭和43年10月23日公告「鳥取県の県章及び県旗」によるものとする。
- (2) 県章の着色は自由とするが、原則として単色で落ち着いた色とすること。
- (3) 県章を透過させて使用する場合は、原則として背景を落ち着いた色とすること。

2 県章の使用

(1) 県の機関で使用する場合

- i) 業務上作成する賞状、封筒、印刷物、施設・設備等に表示するなど、積極的に活用すること。
- ii) 前項(1)～(3)によらず使用しようとする場合はあらかじめ広報課に協議すること。

(2) 県の機関以外で使用する場合

県章の使用基準は次のとおりとする。

- i) 県章の使用を希望する者は、あらかじめメールまたは書面により鳥取県章使用申請書（様式自由）を県に提出すること。
- ii) 申請内容が次の各号に該当する場合は、県章の使用を認めない。
 - ア 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
 - イ 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
 - ウ 県が主催者、発行者等であると誤認されるおそれのある場合
 - エ 自己の営利目的で利用されるおそれのある場合
 - (ただし、県全体の利益に資するもの、県の情報発信に繋がるものは除く)
 - オ 鳥取県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
 - カ 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
 - キ 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - ク その他承認することが不適当と認められる場合
- iii) 承認の可否については、概ね2週間以内に、メールまたは書面により回答する。
- iv) 県章の使用を承認した後であっても、次の各号に該当する場合は、承認を取り消し、既に配布を行った物件の回収等、必要な措置を求めることができる。また、回収等にかかる経費は使用者の負担とする。
 - ア 使用承認申請の内容に虚偽のある場合
 - イ 使用承認条件に違反して使用した場合
 - ウ その他県が必要と認める場合
- v) 県は、当該承認案件にかかる損失の補償等一切の責任を負わない。

3 県旗の使用

(1) 県の機関で使用する場合

県庁舎及び県の主要出先機関の庁舎に常時掲揚するほか、県が参画する各種大会・式典等の会場において適宜掲揚すること。

(2) 県の機関以外で使用する場合

県旗の使用基準は次のとおりとする。

- i) 県旗の使用を希望する者は、あらかじめメールまたは書面により鳥取県旗使用申請書（様式自由）を県に提出すること。
- ii) 申請内容が次の各号に該当する場合は、県旗の使用を認めない。
 - ア 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
 - イ 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
 - ウ 県が主催者であると誤認されるおそれのある場合
 - エ 自己の営利目的で利用されるおそれのある場合
 - (ただし、県全体の利益に資するもの、県の情報発信に繋がるものは除く)
 - オ 鳥取県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
 - カ 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
 - キ 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - ク その他承認することが不適当と認められる場合
- iii) 承認の可否については、概ね2週間以内に、メールまたは書面により回答する。
- iv) 県旗の使用を承認した後であっても、次の各号に該当する場合は、承認を取り消す。
 - ア 使用承認申請の内容に虚偽のある場合
 - イ 使用承認条件に違反して使用した場合
 - ウ その他県が必要と認める場合
- v) 県は、当該承認案件にかかる損失の補償等一切の責任を負わない。
- vi) 使用者は県旗を原状に復した上速やかに返却すること。
- vii) 県旗を紛失した場合の新調費用及び汚損・破損させた場合の原状回復にかかる費用は使用者の負担とする。

4 事務担当課

県章及び県旗の使用承認にかかる事務は、令和新時代創造本部広報課で行う。

5 その他

この要領は、平成23年9月2日から施行する。

この要領は、平成28年6月28日から施行する。

この要領は、令和元年7月5日から施行する。